

建物の解体・新築等に関する支援制度のご案内

駅西ブロックでは、「燃え広がらない・燃えないまち」へと改善を図るため、建物の解体や建替えの際に利用できる支援制度があります。

各事業には、ご利用できる期間や要件があります。

ご活用をお考えの方は、事前に下記までお問い合わせください。

不燃化特区事業

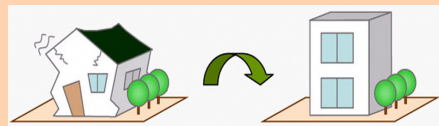
建物を解体し建替えを行う場合、かかる費用の一部を助成する制度です。

- (1) 除却事業
- (2) 建替え事業

※令和6年4月から、従前の建物より耐火性能を向上した建物へと建替える場合、建築工事費の一部を追加で助成しています。

※(1)(2)の外にも事業があります。詳しくはお問い合わせください。

【対象】
耐用年数の2/3を経過している建築物



地区防災不燃化促進事業

防災生活道路沿いで、既存建物を耐火性能の高い建物に建替える場合、建築工事費(不燃化相当分)の一部を助成する制度です。

【対象】
防災生活道路沿道の建築物

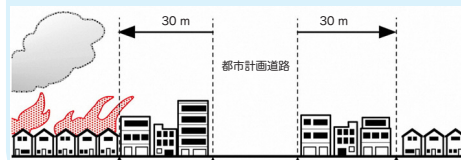


都市防災不燃化促進事業

都市計画道路の沿道において一定の要件を満たす耐火建築物に建替える場合、建築の一部を助成する制度です。

【対象】
補助73号線及び補助85号線の沿道30m内の建築物

【対象期間】
補助73号線沿道地区：令和7年度まで
補助85号線沿道地区：令和12年度まで



【問い合わせ先】 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課 電話:03-3908-9162

第43回駅西ブロック部会のご報告

令和6年10月7日にブロック部会を開催し、以下の内容に関するご報告と質疑応答を行いました。

【開催日時】 令和6年10月7日(月) 18:30～20:00
【開催場所】 上十条ふれあい館 第一ホール

【報告】

- 北区における耐震化支援と十条地区のまちづくり
- 密集事業(住宅市街地総合整備事業)の進捗状況等
- 十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業の進捗状況等
- 東京都北区ジェイトエルの開設
- 十条駅西口市街地再開発事業の進捗状況



当日のご質問と回答については、
第43回駅西ブロック部会 議事要旨
で検索ください。



駅西ブロック内の建物の耐震化について

駅西ブロック内に存する建物のうち、大地震が起きた際に、被害が出る可能性が高い木造2階以下の建物が約6割を占めています。

首都直下地震などへの備えとして、今一度ご自身の住んでいる建物を見直してみませんか？

	令和6年2月現在	棟数	割合
木造2階以下の住宅棟数	旧耐震基準	600	67.7%
	新耐震基準	176	19.9%
	現行耐震基準	110	12.4%
	計	886	100.0%

「参考：当ブロックの全建物棟数 1,571 棟」

1950年(昭和25年)⇒

1981年(昭和56年)⇒

2000年(平成12年)⇒

旧耐震基準

震度5程度の地震で、
建物が倒壊・崩壊しない

新耐震基準

震度6強程度の地震で建物の倒壊・崩壊せず、
震度5程度の地震では軽微な被害に止める

現行耐震基準

新耐震基準に、木造建物の性能の
厳格化(壁の配置、建物金具の固定等)

問い合わせ先

事務局：北区 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課

北区王子本町1-15-22

電話：3908-9162(直通)

刊行物登録番号 6-3-074

駅西ブロック(上十条二丁目・十条仲原一・二丁目地区)

No. 16

令和7年(2025年)3月

発行

まちづくりニュース

発行／北区 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課

十条駅西地区における密集事業の進捗状況

駅西ブロックの十条駅西地区では、地区の防災性の向上及び居住環境の改善を図ることを目的に、平成26年度より密集事業(住宅市街地総合整備事業の略称)を導入し、道路・公園等の整備を進めています。

【主要生活道路1号線】

十条四間通りと現在用地買収を進めている地区幹線道路を結ぶ道路です。この区間を幅員6mに広げています。

沿道の建替え工事により、南側は道路後退整備が進み、電柱の移設はこれから進めていきます。



【公園の整備】

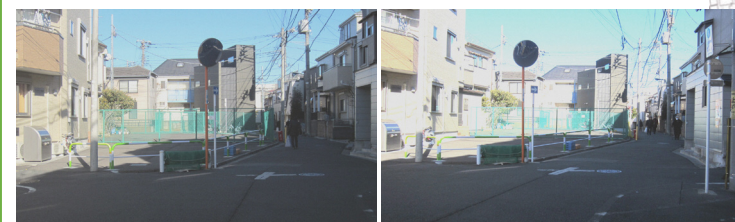
令和6年11月に十条仲原二丁目地内に「防災広場」用地として土地を取得しました。

今後、地域のみなさまとどういふ広場に
するか検討していき
ます。



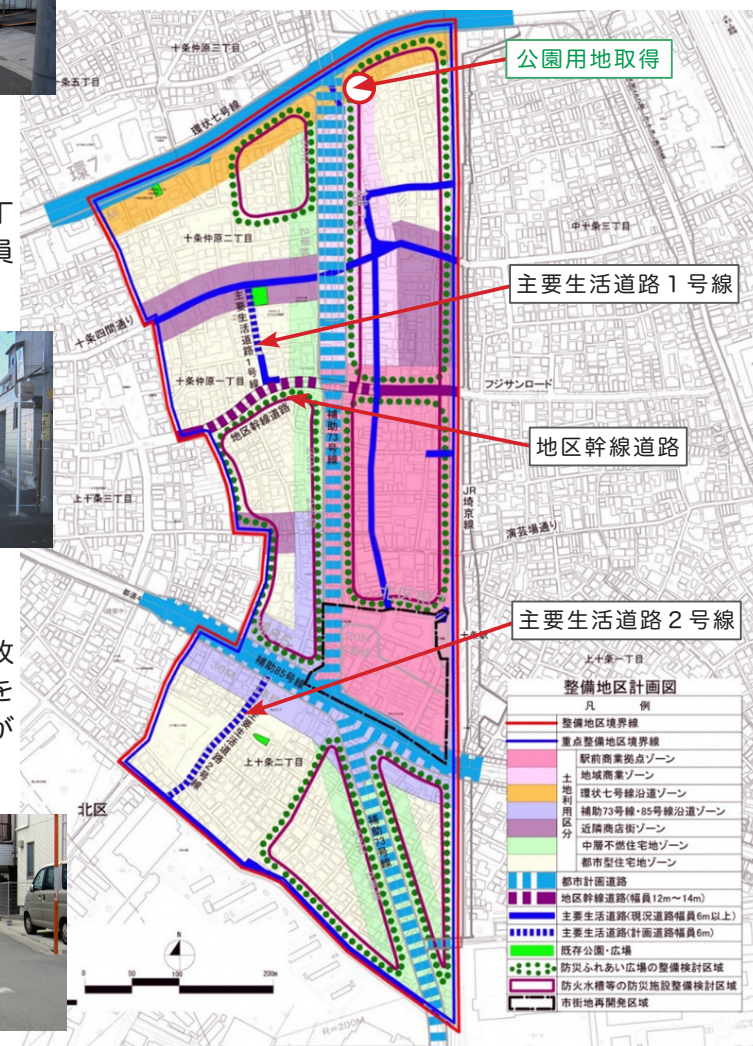
【地区幹線道路】

十条銀座商店街を抜け、フジサンロードと上十条三丁目のさくら通りがつながる道路です。この区間を幅員11mに広げています。



【主要生活道路2号線】

補助85号線から王子第五小学校前を通り、東京家政大学・帝京大学一带につながる道路です。この区間を幅員6mに広げています。ご協力いただける方が増え、徐々に広がっています。



【問い合わせ先】 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課

電話:03-3908-9162

十条駅西口地区第一種市街地再開発事業の進捗状況について

令和7年3月末時点において、施設建築物（再開発ビル）の建築工事は竣工し、公共施設では、駅前広場の地下自転車駐車場、駅前交番も順次、竣工しております。



〈今後の予定〉
令和7年夏頃 駅前広場の竣工（公衆トイレ等の供用開始）
秋頃 すべての工事が完了
令和8年度 再開発組合の解散

HPはこちら▶



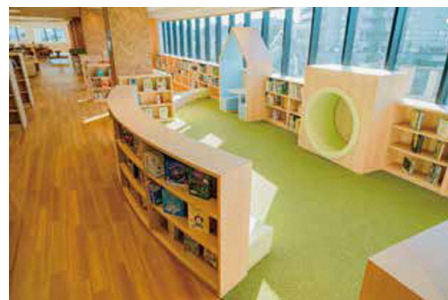
【問い合わせ先】 拠点まちづくり担当部 拠点まちづくり担当課 電話:03-3908-7186

新たなにぎわいを創出する施設（ジェイトエル）の開設

区が再開発ビルの低層棟（3・4階部分）に整備を進めてきた公共施設「ジェイトエル」が、令和6年12月1日にオープンしました。



ラウンジ



チルドレンスペース



クリエイティブルーム

【施設概要】

- 3階 ラウンジ（書架・閲覧スペース）、クリエイティブルーム、ギャラリー
3階は、約1万冊の図書を配架しているほか、デジタル雑誌やデジタル新聞を読むことができます。また、3Dプリンターなどのデジタル工作機器を使ったものづくりができるクリエイティブルームも整備しています。
 - 4階 音楽・動画編集室、多目的ルーム、ホール（分割利用可）、ホール控室
4階は、音楽・動画編集室、多目的ルーム、ホールといった貸出施設を整備しています。音楽やダンスなど幅広い用途でご利用いただくことができます。
- ※貸出施設の予約は、「ジェイトエル登録カード」が必要です。登録手続き等について、詳しくはジェイトエルホームページをご確認ください。

【開館時間】

午前7時30分から午後10時まで（貸出施設は、午前8時30分から午後10時まで）

【休館日】

毎月第3月曜日（祝日等に当たる場合及び15日の場合は翌平日）及び年末年始
※その他設備の保守点検等に伴い臨時休館となる場合があります。

【「ジェイトエル」の電話番号】

03-5948-6400

ジェイトエルのHPはこちら▶



【問い合わせ先】 地域振興部 大規模区民施設整備担当課 電話:03-5390-1116

十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業の進捗状況等

事業案内図

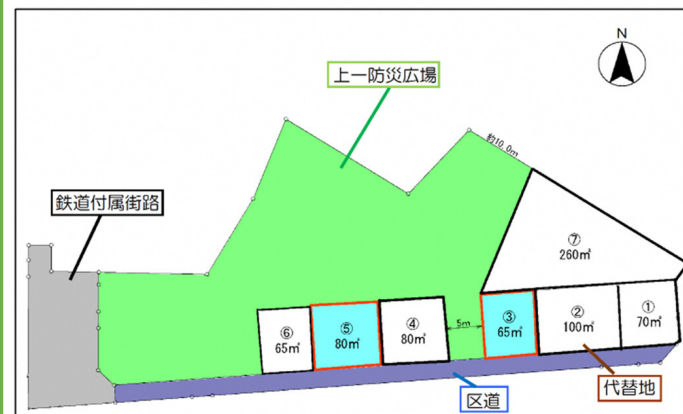
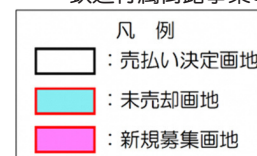
鉄道附属街路事業用地の取得率は、約27%（令和6年12月末現在）です。
事業のより一層の推進を図るため、ニーズ調査等により、必要に応じて新たな代替地の確保を行います。



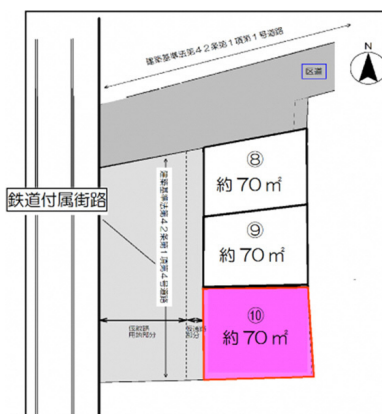
代替地（対象地1・2・3）の売払い

令和5年6月より代替地の売払いに向けて案内等を行っていますが、未売却画地を含め、密集事業で取得した代替地を新規募集するなど、代替地の活用を行います。

鉄道附属街路事業のHPはこちら▼



（対象地1）



（対象地2）



（対象地3）

これまでの主な取り組み及び進捗状況等



■上一防災広場の整備

国有地を取得し、代替地の確保及び防災広場「上一防災広場」（24時間開放）として暫定整備を行いました。将来的に防災広場は、連続立体交差事業の施工ヤード等として活用し、事業完了後に公園等として本整備します。



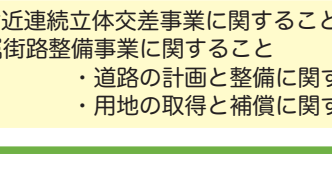
■生活再建の支援

事業にご協力いただく住民の皆様的生活再建のため、北区では代替地の確保や公営住宅のご案内等の支援を行っております。

代替地①



代替地②



■事業PR看板設置状況

連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業等の取り組みを広く周知するため、事業用地を活用し、看板を設置しています。



■事業予定地整備工事状況

お譲りいただきました事業用地については、防塵及び雑草繁殖防止のため管理（アスファルト舗装）工事を行いました。中十条三丁目では皆様のご協力により、連続した道路空間が確保されています。



【問い合わせ先】

- 十条駅付近連続立体交差事業に関すること
- 鉄道附属街路整備事業に関すること
- ・道路の計画と整備に関すること
- ・用地の取得と補償に関すること

土木部 土木政策課 企画調整係
土木部 土木政策課 事業計画係
土木部 事業用地担当課

電話:03-3908-9238
電話:03-3908-9252
電話:03-3908-9254